

静岡市個人情報保護条例の一部改正について

静岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年6月11日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市個人情報保護条例(平成17年静岡市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「ついて」の次に「、法令に定めのあるもののほか、」を加える。

第2条中第5項を第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

5 この条例において「特定個人情報」とは、個人情報のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

6 この条例において「保有特定個人情報」とは、保有個人情報のうち、特定個人情報であるものをいう。

第8条第1項中「、個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。)」を加える。

第9条第2項本文中「ときは、」の次に「保有特定個人情報以外の保有個人情報に係る」を加え、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報に係る目的外利用をすることができる。ただし、目的外利用をすることによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第10条第1項中「保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。)」を加える。

第17条第2号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第34条第1項第1号中「又は」を削り、「利用されているとき」の次に「、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反し

て作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき」を加え、同項第2号中「又は第11条」を「若しくは第11条又は番号法第19条」に改める。

第51条第1項中「に保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)」を加える。

第2条 静岡市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項の規定による記録に記録された特定個人情報をいう。

第9条第3項中「保有特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。

第33条中「提供先」の次に「(情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録されたものであつて、当該行政機関の長以外のものに限る。))」を加える。

第34条第1項中「とする保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定（第17条第2号の改正規定に限る。） 公布の日
- (2) 第1条の規定（第17条第2号の改正規定を除く。） 平成27年10月5日
- (3) 第2条の規定 公布の日又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日